

サプリメント等委員会の新設について

日本OTC医薬品協会では、第199回理事会において委員会の新設が承認されましたので、ご連絡します。

昨今の健康食品の機能性表示の緩和問題は、おおきな動きがみられ、消費者の商品選択の動向に大きなインパクトをもつことから、OTC医薬品の販売に多大な影響が及ぶことが考えられます。

また、健康食品等において品質基準の不明確な製品や不適切な広告表現等がなされることにより、OTC医薬品の評価にも悪影響を及ぼすことも懸念されます。このようなことがないよう当協会として、状況把握等活動をしていく必要があります。

さらに、海外のOTC薬協会の現状は、セルフメディケーションよりもセルフケアを訴求しており、OTC医薬品のみならずサプリメントも事業活動の主体としております。

これらの現状を踏まえ、当協会は次のとおり委員会を設置することと致します。

1. OTC薬協の中に「サプリメント等委員会」(仮称)を立ち上げる。
2. サプリメント等に関する事業情報を収集する等、必要な事業を行う。
まずは一年間の活動状況をみて委員会活動を強化していくものとする。

具体的活動方針(案)

医薬品製造業の立場から、当協会の会員が製造販売するサプリメント等について必要な対応をおこなう。

健康食品関連産業の中には一部不適切な面が散見されることから、当協会会員が医薬品製造業の立場としてよりよい方向へもっていくよう支援する。

サプリメント等の「第三者認証」を検討している団体とは、連携を保つ体制を構築し、必要に応じ連携を図り、行政等への働きかけを行う仕組みをもつ。

「機能性表示」に関する業界活動にも参画し、行政、有識者から最新の知見が得られるように努める。

当協会としては、新しい活動領域であるので、会員企業の知的財産権等には十分配慮して委員会活動を進める。

以上